平成２２年（フ）第９０５号
札幌市中央区円山西町６丁目４番51号　訓練センター内管理人
債務者　安田磨由美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　宏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４号
岐阜市正木北町１番５号
債務者　山内　孝哉
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井田吉史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４７２号
札幌市東区北21条東23丁目１番12―102号
債務者　平松　一弘
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５２５号
さいたま市見沼区東大宮４丁目32番地３　スカイパレス東大宮２―207
債務者　齊藤キヨ子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
埼玉県鳩ケ谷市南７丁目25番２号　ぎんなん荘203号
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
千葉県八街市八街い200番地68
債務者　若王子明美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第６６号
千葉県富里市七栄646番地1010
債務者　小野　英子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第６７号
千葉県八街市朝日154番地58
債務者　小林由香子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７１号
千葉県成田市名古屋1374番地221
債務者　藤崎あき子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７２号
千葉県成田市名古屋1374番地221
債務者　藤崎　智子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８６号
千葉県印西市内野２丁目５番地２棟102号
債務者　鶴見　雅子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９２号
千葉県四街道市物井1019番地19
債務者　土屋　佳子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９６号
千葉県四街道市大日910番地13
債務者　齋藤　昌士
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０５号
千葉県佐倉市上座438番地50
債務者　伊波　亜紀
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０６号
千葉県佐倉市鍋山町61番地１
債務者　土屋シンシア　トリニダッド
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１１１号
千葉県成田市不動ケ岡1863番地
債務者　細谷喜久枝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１１７号
千葉県八街市東吉田619番地82
債務者　冨島　隆弘
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１１９号
千葉県佐倉市ユーカリが丘４丁目１番Ｅ―1109号
債務者　石井　幸司
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部